

丹生高校寮建設工事に係る
簡易公募型プロポーザル実施要項

令和7年6月 福井県教育委員会

【目次】

第1 事業の概要	1
1 事業の内容	
2 事業の対象範囲	
3 事業スケジュール	
第2 技術提案書を提出する者に必要な資格要件	2
1 共通事項	
2 参加資格要件	
第3 応募の手続き	5
1 公募の方法	
2 応募の方法	
3 応募にあたっての留意事項	
第4 選定および提案の審査に関する事項	8
1 審査体制	
2 審査委員会	
3 基本的事項の確認	
4 技術提案書の提出を求める者の選定	
5 技術提案書の特定	
6 特定結果の通知	
7 失格	
8 その他	
第5 提案内容	10
第6 契約手続きに関する事項	10
1 請負契約の締結	
2 契約書作成の要否	
3 支払い条件	
4 特定結果の無効	
5 契約不適合責任	
第7 その他	11
別記	12

第 1 事業の概要

1 事業の内容

(1) 事業内容

本事業は、指定する敷地内に別紙「要求水準書」により寮を整備する。記載がない事項は、本要項に対する事業者からの質問への回答によることとする。

(2) 事業名

丹生高校寮建設工事（以下「本工事」という。）

(3) 事業場所

福井県丹生郡越前町朝日 地係

敷地面積：約 1,400 m²

(4) 工期

契約日の翌日から令和 9 年 5 月 10 日まで

(5) 事業概要

高校寮（木造 2 階建て、延べ面積 860 m²程度）の整備に係る設計および建設工事一式

(6) 事業形態

本工事は、目的物の設計および施工・監理を一括して発注する設計・施工一括発注方式によるものとする。

(7) 施設整備費用

542,509,000 円以下（消費税および地方消費税を含む）

(8) 事業の流れ

簡易公募型プロポーザル方式による随意契約とする。丹生高校寮建設工事プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、プレゼンテーションを伴う企画提案書の審査を行い、事業者の選定を行う。

2 事業の対象範囲

本工事の対象範囲は、次のとおりとする。

(1) 設計・工事監理業務

- ① 事前調査（必要に応じて地盤調査等）
- ② 寮の基本設計および実施設計
- ③ 寮の工事監理
- ④ 各種申請手続き（計画通知等、各手数料の納付を含む）
- ⑤ その他上記の業務を実施するうえで必要な業務

(2) 施工業務

- ① 寮の建設
- ② 工事中における近隣への安全対策

- ③ その他上記の業務を実施するうえで必要な業務
- (3) その他本工事において必要となる業務

3 事業スケジュール

プロポーザル公告（実施要項交付）開始	令和7年6月17日
参加表明書提出期限	令和7年7月16日
技術提案者選定結果通知	令和7年8月1日頃
技術提案書提出期限	令和7年9月9日頃
技術提案者によるプレゼンテーション	令和7年9月下旬～10月上旬
技術提案書特定通知	令和7年10月14日頃
仮契約(※)	令和7年10月31日
議会の議決	令和7年12月下旬
設計・建設工事着手	令和8年1月～
工事完了	令和9年5月10日
検査・引き渡し	令和9年5月中

(※)議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年福井県条例第1号）第2条に規定する契約に該当する場合には、福井県議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。

第2 技術提案書を提出する者に必要な資格要件

1 共通事項

(1) 定義

技術提案書を提出することができる者は、以下の要件を満たす、複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）で、審査委員会の審査を受ける資格に関し、次に掲げる事項について知事の確認を受け、かつ審査委員会により選定されたものとする。

なお、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく協同組合での参加は認めない。

(2) 役割分担

ア 特定JVは、参加資格要件を満たす設計者、工事監理者、施工者を配置し、各役割を適切に分担するものとする。

イ 工事施工業務と工事監理業務は別の構成員とすること。

(3) 特定JVの構成員

ア 参加表明書等の受付後は、原則として構成員の変更および追加は認めないものとする。

イ 構成員は、他の特定JVの構成員になることはできないものとする。

2 参加資格要件

(1) 特定JVの全ての構成員に必要な資格

ア 参加表明書の提出期間の末日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者でないこと。

（更生手続開始または再生手続開始の決定後に、福井県が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）

イ 参加表明書の提出期間の末日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 参加表明書の提出期間の末日において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止または指名除外の期間中でないこと。

エ 役員（役員として登記または届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団組織（計画的または常習的に暴力的不法行為を行い、または行うおそれがある組織）、またはその構成員等と密接な交際を有し、または社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと。

オ 当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること。

① 親会社と子会社の関係（個人事業主または会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主または当該役員に係る会社との関係を含む。）

② 親会社（個人事業主または会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

③ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

④ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

カ 健康保険および厚生年金保険ならびに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）であること。

キ 納付期限の到来している福井県の県税、法人税または申告所得税、消費税および地方消費税のすべてを完納していること。

(2) 特定JVの設計および工事監理業務を行う構成員に必要な資格

ア 福井県内に主たる営業所を有する者であること。

- イ 参加表明書の提出期間の末日において、福井県の競争入札参加資格について、建築関係コンサルタント業の資格を有すると決定されている者（以下「名簿登載者」という。）であること。ただし、参加表明書の提出期間の末日において名簿登載者でない場合は、このプロポーザルに係る技術提案書特定通知までに名簿登載者となること。
- ウ 参加表明書の提出期間の末日において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- エ 平成17年度以降において、元請け（設計共同体の場合は、当該設計共同体の代表者に限る。）として当該用途に供する部分の延べ面積が500㎡以上の寄宿舍、共同住宅、長屋、旅館・ホテル、下宿、高齢者専用賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅および特別養護老人ホーム（以下、「寄宿舍等」という。）の新築等（新築、増築、改築をいい、改修を含まない。以下、「新築等」という。）の実施設計を受注（契約・履行完了）した実績、または延べ面積が500㎡以上の木造建築物の新築等（用途不問）の実施設計を受注（契約・履行完了）した実績を有すること。（設計・工事監理に当たるものが複数の場合はそのうち1名以上）
- オ 参加表明書の提出期間の末日において、建築士法第26条第2項の規定に基づく事務所の閉鎖処分を受けていないこと。
- カ 直前2年の事業年度における年間平均契約金額が100万円より大きいこと。（名簿登載者は除く。）
- キ この設計業務全体の技術上の管理を行う管理技術者および工事監理業務を統括する管理技術者を配置できること。
- ク 参加表明書の提出期間の末日において、分担業務の技術上の管理を行う建築分野の主任担当技術者を配置できること。主任担当技術者は管理技術者を兼任するものでないこと。
- （3）特定JVの工事施工業務を行う構成員（代表者に限る）に必要な資格
- ア 丹南土木事務所管内、敦賀土木事務所管内または福井土木事務所管内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。
- イ 参加表明書の提出期間の末日において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事A等級の資格を有する者であること。
- ウ 平成17年度以降において、元請け（共同企業体としての実績の場合は、当該共同企業体の代表者または出資の比率が20%以上の構成員としての実績を含む。）として、延べ面積500㎡以上の寄宿舍等の新築等の工事の施工実績、または延べ面積500㎡以上の木造建築物の新築等（用途不問）の工事の施工実績を有すること。
- エ 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度に加入している者または退職一時金制度を有している者であること。
- オ 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱に定められた事項の全てを遵守する者

であること。

カ 参加表明書の提出期間の末日において、建設業法第28条第3項または第5項の規定による営業停止を受けていない者であること。

キ 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者をこの工事の現場に適切に配置できること。配置を求める期間は、現場施工の着手日（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始される日）から工事完了日までの期間とし、設計業務のみを実施している期間は求めない。

ク 現場代理人（共同企業体の代表者と雇用関係が確認できるもの）をこの工事の現場に適切に配置できること。

（4）特定JVの工事施工業務を行う構成員（代表者を除く）に必要な資格

ア 丹南土木事務所管内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。

イ 参加表明書の提出期間の末日において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事A等級、電気工事A等級または管工事A等級の資格を有する者とする。このうち、電気工事A等級および管工事A等級の資格を有する者をそれぞれ1人以上含めること。

ウ 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度に加入している者または退職一時金制度を有している者であること。

エ 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱に定められた事項の全てを遵守する者であること。

オ 参加表明書の提出期間の末日において、建設業法第28条第3項または第5項の規定による営業停止を受けていない者であること。

カ 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者をこの工事の現場に適切に配置できること。ただし、第2の2（3）キおよびクにより配置する監理技術者および現場代理人と兼務することはできない。配置を求める期間は、現場施工の着手日（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始される日）から工事完了日までの期間とし、設計業務のみを実施している期間は求めない。

第3 応募の手続き

1 公募の方法

（1）実施要項等の公表日

令和7年6月17日（火）

（2）実施要項等への質問

本要項等の記載内容に関する質問の受付および回答を以下のとおり行うこととする。

① 提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、質問書（様式１）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること（電話等による質問は不可）。

なお、メールの件名は「丹生高校寮建設工事質問書」とし、電話にて受信確認をすること。

② 提出期間

令和７年６月１７日（火）から令和７年９月５日（金）午後４時まで

③ 提出先

福井県教育庁教育政策課（担当：宇野）

〒９１０－８５８０

福井県福井市大手３丁目１７－１

T A L ０ ７ ７ ６ － ２ ０ － ０ ５ ６ ４

F A X ０ ７ ７ ６ － ２ ０ － ０ ６ ６ ８

E-mail : kyousei@pref.fukui.lg.jp

④ 回答

質問への回答は、ホームページで随時公表する。

２ 応募の方法

（１）参加表明

本事業に対する参加の表明は、以下のとおり行うこととする。

① 提出書類

参加表明書（様式２）	１部
------------	----

誓約書（様式３）	１部
----------	----

共同企業体協定書	１部
----------	----

② 提出方法

持参または郵送により提出するものとし、郵送の場合は簡易書留郵便とする。

なお、提出書類は、Microsoft Word および Adobe PDF 形式による電子ファイルでも提出すること（CD・DVD 等の媒体により提出）。

③ 提出期間

令和７年６月１７日（火）から令和７年７月１６日（水）まで（休日を除く。）の午前９時から午後４時までとする。郵送による場合は、令和７年７月１６日（水）午後４時までに必ず到着させること。

なお、提出後の追加および変更は認めない。また、参加表明書の提出をもって本件の技術提案の意思があるものとみなす。

④ 提出先

本要項第３の１（２）③に記載する県の担当窓口とする。

(2) 技術提案書の提出

技術提案書は、技術提案者として選定された者が以下により提出することとする。

① 提出書類

技術提案書（様式 4） 8 部

なお、提出書類は Microsoft Word および Adobe PDF 形式による電子ファイルでも提出すること（CD・DVD 等の媒体により提出）。

② 提出方法

持参または郵送により提出するものとし、郵送の場合は簡易書留郵便とする。

③ 提出期間

技術提案者選定結果の通知日から 40 日間

④ 提出先

本要項第 3 の 1 (2) ③に記載する県の担当窓口とする。

3 応募にあたっての留意事項

(1) 実施要項の承諾

参加表明書を提出する者は、本要項の記載内容を承諾したうえで応募すること。

(2) 費用負担等

提出書類の作成および提出などに関し必要な費用は、全て参加表明書を提出する者の負担とする。

(3) 事業費

本事業費は、以下の金額を上限に、技術提案者の提案価格による。

なお、実施設計図書および内訳明細書の内容について、県は技術提案者に意見を述べることができるとともに、協議のうえ調整することができるものとする。

施設整備費用：542, 509, 000 円以下

(4) 公正な執行

参加表明書を提出する者は、公正に手続きを執行しなければならない。

なお、この執行が困難と認められる場合またはその恐れがある場合は、当該参加者を参加させないことがある。また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

(5) 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められる場合または災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、または取りやめることがある。

(6) 参加資格の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

① 参加資格がない者による応募

② 代表者以外の者による応募

- ③ 提出書類等に虚偽の記載をした者による応募
- ④ 記名のない提案書による応募
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- ⑥ 参加者およびその代理人が行った2以上の応募
- ⑦ その他募集に関する条件に違反した応募

(7) 提案書の取扱い

① 著作権

本工事に関する提案書の著作権は当該建物引き渡し時に発注者に無償で譲渡する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表およびその他県が必要と認めるときには、引き渡し前でも県は提案書の全部または一部を使用できるものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料、施行・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として技術提案者が負うものとする。

③ 県の提示資料の取扱い

県が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

④ 提出書類の変更禁止

提出書類の提出後の追加および変更は認めない。

第4 選定および提案の審査に関する事項

1 審査体制

県は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、学識経験者等で構成する審査委員会を設置し、各審査委員が事業者評価基準に基づいて審査する。

2 審査委員会

審査委員会は下記の委員をもって組織する。(五十音順)

五十嵐 啓	(福井工業大学教授)
白崎 成人	(福井県土木部公共建築課長)
寺井 直大	(福井県土木部建築住宅課長)
廣瀬 貴之	(福井県教育庁教育政策課長)
廣部 真寿美	(福井県教育庁副部長)
松枝 範恭	(福井県教育庁保健体育課長)
三田村 正伸	(福井県立丹生高等学校長)

3 基本的事項の確認

(1) 参加資格の確認

本工事の参加資格要件（本要項第2の2）を満たしていることを確認する。

(2) 提案内容の確認

求めている資料等が、すべて提出されていることを確認する。

(3) 事業費の確認

事業費が、本要項に示す金額以下であることを確認する。

(4) 契約履行の確認

工程表上、令和9年5月10日までに契約履行の完了が可能であることを確認する。

4 技術提案書の提出を求める者の選定

(1) 選定

参加表明書を受理した者の中から、審査委員会において第2の2に掲げる事項および別記に掲げる事項を審査・評価し、技術提案書の提出を求める者（以下「技術提案者」という。）として上位5者程度を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、書面により通知する。選定されなかった者は、選定されなかった理由について、福井県に説明を求めることができる。その方法は書面によるものとし、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に第3の1(2)③に持参するものとする。

福井県は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 技術提案書の特定

(1) 技術提案書の提出

技術提案者に限り、技術提案書を提出することができる。

(2) 特定

技術提案書の中から、審査委員会において第4の4(1)の審査内容および第5の提案内容を総合的に評価し、総合評価点の最も高い技術提案者を特定する。あわせて次に高い技術提案者を決定する。

特定にあたってはヒアリングを実施する。ヒアリングの時間は40分（プレゼンテーション20分、質疑応答20分）程度とし、詳細は技術提案者に通知する。ヒアリングに参加しなかった場合の技術提案書は無効とする。

6 特定結果の通知

特定結果は書面により通知し、併せてホームページ上で公表する。（電話等による問い合わせは不可とする。）

特定されなかった者は、特定されなかった理由について、福井県に説明を求めることができる。その方法は書面によるものとし、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に第3の1（2）③に記載する県の担当窓口に持参するものとする。

福井県は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 失格

参加表明書を提出した日から技術提案書の特定結果の通知日までの期間において、参加表明書を提出した者が次に掲げる事項の一つに該当した場合には、その参加表明書を提出した者は失格となることがある。

- （1）この建設工事に係るプロポーザルに関し、審査委員会委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- （2）審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

8 その他

本工事に係るプロポーザルの審査過程において、参加表明書を提出する者が無い、またはいずれの技術提案者も事業の達成が見込めない等の理由により、事業の実施が困難と判断した場合は、技術提案者を特定しないことがある。

第5 提案内容

本工事において提案を求める課題は、別記のとおりとする。

第6 契約手続きに関する事項

1 請負契約の締結

福井県は、特定された技術提案書の提出者と提案された事業費で本工事の仮契約を締結する。ただし、3による特定結果の無効または契約の辞退があった場合は、審査委員会が決定した優秀順位の高い技術提案書の提出者と提案された事業費で本工事の仮契約を締結する。この場合において、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年福井県条例第1号）第2条に規定する契約に該当する場合には、福井県議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。

2 契約書作成の要否

要

3 支払い条件

本工事は、債務負担行為に係る契約であり、令和7年度および令和8年度における請負代金の支払いの限度額は以下の予定である。(福井県工事請負契約約款第39条)

令和7年度 0円

令和8年度 283,000,000円

受注者は、各年度の支払いの限度額に相当する前払金、中間前払金、部分払を各年度ごとに請求できる。

4 特定結果の無効

特定された技術提案書の提出者が、特定された後議会の議決までの間に第2に該当しないこととなった場合には、福井県は、本工事の請負契約を締結しないことができる。その場合において、福井県は、一切の損害賠償の責めを負わない。

5 契約不適合責任

特定された技術提案書の提出者は、寮の引渡し時から10年間、県に対し、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条に定める構造耐久力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分の契約不適合について、民法に定める契約不適合責任を負うものとする。

第7 その他

- (1) この技術提案に係る参加報酬は支払わない。
- (2) 提出された技術提案書は返却しない。
- (3) その他不明な点については、本要項第3の1(2)③に記載する県の担当窓口に照会すること。

別記

丹生高校寮建設工事に係る簡易公募型プロポーザル評価基準

評価項目		評価基準	配点	
企業の技術力	業務遂行能力（設計者）	業務実績、技術者、保有資格等	20	
	業務遂行能力（施工者）	施工実績、工事成績、地域性等		
技術提案内容	プロセス・実施体制	設計と施工を一体化することによる利点を意識した提案がなされているか。	50	
		設計から施工に至るまでの各段階において、発注者や施設管理者等との打合せ等が、円滑な業務遂行に適したスケジュール・組織体制で組み立てられているか。		
	計画・設計業務	配置・平面計画および内外観デザインが高校寮として適した提案となっているか。		
		利用者の生活環境（セキュリティ、プライバシー、男女比の可変性等）への配慮があり、利用者および給食提供事業者が使いやすい動線計画となっているか。		
		寄宿舎の性能（省エネ性、耐久性、維持管理の容易性、積雪への対応等）が確保される工夫が示されているか。		
		完成後40年間のランニングコストの縮小案が提案されているか。		
		県産材の使用について要求水準書に定める使用量（構造材の70%以上）を上回る提案があるか。		
		県産材による内装木質化や県内伝統工芸品などの県産品を積極的に活用した提案となっているか。		
		その他、設計に関する事業者独自の優れた提案が示されているか。		
	施工業務	工事期間中の安全確保、周辺住民への配慮が図られているか。		
適正な品質管理・品質向上を行う具体的かつ優れた提案があるか。				
価格	価格提案率に応じて、以下の方法により評価点を算定。 価格提案率＝（提案価格／上限額）×100 評価点＝20×（1－α／20） α＝（価格提案率－80）％ ・価格提案率が80％未満の場合は20点とする。		30	
	要求水準を満たし、かつ、技術提案と提案価格を比較して費用対効果の高い提案内容となっているか。			
合 計			100	